

## 職能団体は専門職の証!

### 1. 職能団体は専門職の証(あかし)

医師と弁護士は、昔から専門職 profession の代表格として挙げられることが多いが、ある職業(たとえば、臨床検査技師)が専門職として認められるための要件とは何であろうか。

先日、専門家責任と職業倫理に関する研修会があったときに、講師の弁護士(日弁連法務研究財団)から、高度の学識や技能を有しているのは勿論のこと、「**職能団体が結成され、その団体に自立性が確保されている**」ことも「**専門家としての資格要件の一つである**」という話があった。つまり、「**職能団体が結成されている**」ということは専門職の証でもあるということだ。また、「**裁判官になるには**」という本の著者はプロフェッションについて、「**社会的に認知されるために**職能集団を形成して**団体として活動することになります~**」<sup>1)</sup>と述べている。

上記の説によれば、臨技が専門職として認められるためには、高度の学識や技能を身に付けるのは勿論のこと、**臨技の職能団体(技師会)も不可欠**ということになる。そうすると、「**臨技の地位が低いのは技師会が職能団体だからだ!**」とか「**臨技の地位向上のためには技師会を学術団体にすべきだ!**」という主張は、“ピント外れ”ということになる。

ところで、いまだに「**技師会は職能団体か?それとも学術団体か?**」という議論が繰り返されているということは、技師会の存在意義がいまだに定まっていないうことでもある。「**職能団体か?それとも学術団体か?**」という議論は、もはや“永遠のテーマ”のようになってしまったが、これは技師会の存在意義に関わる問題なので、そろそろ決着をつけるべきだ。

### 2. 職能団体と公益法人

旧公益法人制度のもとで法人格を取得し、これまで公益法人の看板を掲げてきた日臨技の原点(本質)は、**職能団体なのか?それとも公益団体なのか?**

ちなみに、日臨技と同じように旧公益法人制度のもとで法人格を取得した他の社団法人の定款を見ると、「**社会的地位の向上**」や「**会員の福祉**」、「**職業倫理の高揚**」などを堂々と謳っているのだから、これらの団体は公益法人の看板を掲げながらも、**職能団体としての性格が明確**になっている(表1)。

一方、われわれ日臨技の定款は、“**職能団体の色**”を消してあるので、まさに“**公益法人の鑑(かがみ)**”とでも言うべきストイック stoic な定款である。

ところで、公益法人の定款に「**会員の社会的地位の向上**」や「**会員の福祉**」などを掲げてしまうと**公益性**(公益性ではなく**共益性**)が強まることになるが、**旧**

公益法人制度のもとでは、**定款に職能団体的な目的や事業を掲げても問題がなかったのだろうか。**

実は、これこそ長い間「**民法 100 年の宿題**」と呼ばれていた問題なのだ。

表1 医療系の社団法人の定款<sup>2)</sup>

日本医師会	医療経営の改善(5条12号) 会員の福祉(5条13号)
日本薬剤師会	薬剤師の職能の向上(5条2号) 会員の厚生福祉(5条9号)
日本看護協会	保健師、助産師、看護師及び准看護師の福祉を図ると共に 職業倫理の向上(3条)
日本放射線技師会	会員の職業倫理の高揚(4条1号)
日本臨床工学技士会	臨床工学技士の職業倫理の高揚(4条1号) 臨床工学技士の相互福祉(4条9号)
日本理学療法士協会	理学療法士の社会的地位の向上と相互福祉(4条7号)
日本作業療法士協会	作業療法士の社会的地位の向上(4条6号)

### 3. 民法 100 年の宿題

公益活動を主とする非営利団体には、昔から公益法人制度が用意してあったが、**共益活動を主とする非営利団体(職能団体や親睦団体など)には長い間、法人格を取得するための制度(法律)が用意してなかった**ので、**共益活動を主とする非営利団体が法人格を取得するためには、“公益事業”を掲げて公益法人になるしか方法がなかったのだ**。実際に、「**主務官庁は、公益を目的としない非営利団体に対しても公益法人としての法人格を付与してきた経緯がある**」<sup>3)</sup>ので、**旧公益法人制度のもとでは、職能団体や親睦団体などが公益法人の看板を掲げることになってしまったのだ**。

したがって、旧公益法人の中には、「**会員の福祉**」や「**社会的地位の向上**」など**職能団体的な事業を定款に謳っている団体が多いのである(表1)**。

ちなみに、一般社団法人という法人制度が誕生したことにより、もはや**職能団体が公益法人のフリをする必要はなくなった**といえる。なぜなら、**職能団体は職能団体のままで、堂々と法人格を取得することができるようになったからである**。

### 4. 実務家としての誇りを持とう!

**実務家には実務家の“視点”があり、実務を担っている“重み”があるので、法律実務の分野では研究者が斬新な法理論を展開しても、実務家(法曹)から相手にされなければ机上の空論で終わってしまうことになる**。

思うに、臨床検査の実務を担っている主役は臨床検査技師であると言っても過言ではないのだから、**臨技は実務家としての誇りを持とうではないか**。そして、「**技師会は、われわれ技師の職能団体です**」と胸を張って言おうではないか。

### 5. Q & A

Q: 職能団体という位置付けを明確にした場合、学術活動はどうなるの?

A: 職能(職務能力)の向上を図るため、**職能団体が学術活動に力を入れるのは当然である**。したがって、**学術活動の重要性**というのは、いささかも揺るがないの

である。

Q: 職能団体という位置付けを明確にした場合、公益事業はどうなるの?

A: 『Noblesse oblige. (高貴なる者の義務)』と自分たちで言うのは恥ずかしいが、**自発的に公益事業に取り組んでこそ、本当のプロフェッション profession である**。すなわち、**公益法人という看板を手に入れるために公益事業を行うのではなく、“専門職である臨床検査技師の社会的使命”という観点から公益事業に取り組んでこそ、本当のプロフェッションと言えるのだ**。

Q: これからの技師会は学術団体を目指すべきでは?

A: 会員の中には「**職能団体の学術では評価が低い**。これからの技師会は学術団体を目指すべきだ」と思っている人もいると思うが、**私は“職能団体の学術”だからこそ貴重な価値があると思っている**。

Q: 技師会に存在意義はあるの?

A: 世の中に学術団体は多いが、**臨技の職能団体というのは、私の知る限りでは日臨技と都道府県の技師会だけである**。つまり、**臨技の職能団体として行政機関などに『もの申す』ことができるのは、日臨技と各地の技師会だけなのだ**。

### 6. おわりに

旧公益法人制度が“**民法 100 年の宿題**”だったとすれば、「**技師会は職能団体か?それとも学術団体か?**」という議論は、**会員にとって“永遠のテーマ”のようになっていたと思う**。しかし、**民法 100 年の宿題も片付いたのだから、我々も永遠のテーマに決着をつけるべきだ**。

臨床検査の実務家として、「**技師会は、われわれ技師の職能団体です!**」と胸を張って言おうではありませんか。

引用文献

- 1) 三木賢治: 裁判官になるには、136-137、ペリかん社、2009年
- 2) 各社団法人のホームページから引用(2009年10月15日時点)
- 3) 契約書式実務百科(上巻)、43、(株)ぎょうせい、1995年

【文責 新屋博明】